

奈良県告示第四百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十一年三月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

阪本（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を道路敷官民境界線に沿って結んだ線、標柱十号と十一号を結んだ線、標柱十一号と十二号を道路敷官民境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

五條市大塔町阪本	七六七番一	一号から四号まで
〃	七六五番二	五号及び六号
〃	七六五番四	七号及び八号
〃	一一六四番一	九号及び十号
〃	一一六一番一	十一号及び十二号